

【z262】家畜等取扱手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①直接家畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定める（下記の）ものに従事したとき 一 血液、尿、糞便等の採取を伴う検査又は診断の作業 二 死亡牛等から脳の延髄を採取する作業 三 伝染病発生に伴う患畜の評価又は殺処分の作業 四 病性鑑定の作業	家畜保健衛生所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める（下記の）職員 ・伝染病発生に伴う患畜の評価又は殺処分の作業が著しく多量に発生する等のため当該作業に従事させる必要があると任命権者が認める職員			該当	円／日 710 710 710 1,100
②直接獣畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定める（下記の）ものに従事したとき。 ・と畜場法第十四条第一項又は第二項に規定するとさつ検査又は解体検査の作業	保健福祉事務所又は食肉衛生検査所に勤務する職員				1,100
③食鳥の検査の作業に従事したとき	食肉衛生検査所に勤務する職員で人事委員会規則で定める（給料の特別調整額の支給を受ける職員）もの				1,740
④種雄牛馬豚の精液の採取の作業に従事したとき又は種雄牛馬豚の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬豚を御する作業に従事したとき	農業総合センター畜産研究所又は農業総合センター農業短期大学校に勤務する職員			該当	240